

## **第3章**

# **計画の基本的考え方**



## 1 計画の基本理念

子ども・子育て支援については、何よりもまず、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子ども自身がそれぞれの可能性を十分に伸ばせることが重要です。また、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するものでなければなりません。

そのためには、子育てに直接にかかわる家族が、安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備が必要であるとともに、子どもと家族を取り巻く地域社会の支援が必要です。

本計画は、「志免町次世代育成支援対策行動計画」の基本理念を継承するものとし、「子どもと家族の個性と多様性が尊重され、ゆたかな交流と生活体験を通して子ども一人ひとりが伸びる力を培っていく町をつくる」ことを目指して、

**伸びる力 育む心を支えるまち**

を基本理念とします。

---

## 2 計画の基本的視点

本計画を推進するにあたっては、これまでの「志免町次世代育成支援対策行動計画」を踏まえ、以下の3つを基本的視点とします。

### 基本的視点1 子どもの権利を保障する

「志免町子どもの権利条例」では、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、「子どもの最善の利益」を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的として定めています。本計画の推進においては、子ども一人ひとりを権利の主体とし、その権利が十分に尊重されるような配慮のもと、施策の推進にあたります。

### 基本的視点2 子どもと子育て家庭のニーズを最大限に取り入れる

子どもと家族の生活や価値観は多様化しており、施策に求められるものも一様ではありません。多様なニーズに対応するために、住民参加による合意形成のもと、総合的な子ども・子育て支援を、量と質の両面にわたり充実させます。社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭を支援し、安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を推進します。

### 基本的視点3 子ども一人ひとりの個性が発揮される地域社会をつくる

子どもの育成は総合的な町の将来構想の重要な基盤と言えます。子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。家庭や地域社会、企業、行政等が協働して子ども・子育てを支援し、一人ひとりの子どもがそれぞれの個性を発揮することができる地域社会を目指します。

### 3 計画の基本目標

基本的な視点に立ち、基本理念を具現化していくため、次の4つの目標を設定し、施策の展開を図っていきます。

#### 目標Ⅰ 子どもの伸びる力を支える

次代を担う子ども一人ひとりが持っている伸びる力を引き出すことができるよう、子どもの健康と福祉が守られ、子どもが安心して育つことのできる町を目指し、子どもの成長と発達を総合的に支援します。交流・体験の機会の提供、児童虐待への対応や、いじめやひきこもり、不登校等の保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。

#### 目標Ⅱ 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する

子どもをもちたい人や子どもをもつ保護者や家族が、精神的、身体的、経済的にゆとりをもって出産や子育てをすることができるよう、社会全体での支援に取り組みます。子育てについての相談・医療体制の整備や、子育てに伴う経済的負担の軽減、安心して出産・子育てできる環境の整備等を図ります。

#### 目標Ⅲ 家庭と社会参画の両立を支援する

子どもをもちたい人が安心して子どもを生み、育てながら、生きがいややりがいを持って社会生活が送れるよう、家庭生活と就業や地域活動などの両立を可能とするための施策を推進します。就業や再就業についての情報や学習の場を提供し、社会参画を支援します。また教育・保育事業を質・量ともに拡充し、子育てサポート事業の適切な展開を図ります。

#### 目標Ⅳ 子どもの視点に立った地域社会をつくる

子育ての第一義的な責任は保護者にあるとの認識を基本としつつ、将来の地域社会を担う子どもの育ちを地域全体で支えることができる地域社会づくりを目指します。家庭、学校、地域、企業、行政などが、各々の役割を果たし、相互に協力して子育て支援にあたるよう、住民の積極的な参画を促すとともに、子どもが安心・安全に生活できる環境の整備を進めます。

## 4 計画の体系

### 基本理念

伸びる力  
育む心  
を支える  
まち

### 基本目標

I

子どもの伸びる  
力を支える

II

安心して子育てが  
できるよう子育て  
家庭を支援する

III

家庭と社会参画の  
両立を支援する

IV

子どもの視点に  
立った地域社会を  
つくる

### 施策の方向

①子どもの権利の周知と理解

②子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実

③次世代を含む若い世代へ、子どもを生み育てることの意識啓発

④子どもの健全育成に関する取り組みの充実

⑤障がいのある子どもの療育・教育の推進

①子どもや母親の健康・保健・医療体制の充実

②家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実

③援助を必要とする家庭等への就労や子育て支援

④男女がともに子育てに参加することができる環境整備

①就業に関する情報と学習の場の提供

②教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備

①子どもの視点に立った地域支援体制づくりの促進

②子どもの年齢に応じた居場所づくり

③地域全体での子育て支援の充実

④子どもの安全・安心の確保

基本的施策

- (1) 志免町子どもの権利条例の周知と理解を広める取り組みの充実
- (2) 子どもの権利相談の充実

- (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実
- (2) 子どもの体験活動の充実

- (1) 思春期教育における心と体の教育の拡充
- (2) 中・高校生等が子どもとふれあう機会の拡充

- (1) 子ども・青少年相談窓口の充実と情報提供
- (2) ひきこもり及び不登校やいじめへの対応の充実
- (3) 非行等の問題を抱える子どもや家庭への支援

- (1) 療育・相談体制の充実
- (2) 保育園・幼稚園の障がい児受け入れの充実
- (3) 小・中学校の障がい児受け入れの充実
- (4) 社会参加、交流活動の推進

- (1) 健康診査・予防接種の充実
- (2) 医療体制の充実
- (3) 安心快適な出産・育児への支援

- (1) 情報提供の機会の拡充
- (2) 学習機会と内容の充実
- (3) 子育てに関する相談体制の充実

- (1) 経済的支援事業等の周知
- (2) 援助を必要とする家庭への支援

- (1) 男性の子育てに関する意識啓発
- (2) 企業・事業所への意識啓発

- (1) 就業に関する情報と学習の場の提供

- (1) 幼児期の教育・保育事業の充実
- (2) 学童保育の充実
- (3) 乳幼児一時預かり等の実施

- (1) 地域での子育て支援活動の充実
- (2) 子ども会育成会への支援

- (1) 子どもの居場所づくり
- (2) 保育園、小・中学校の地域開放
- (3) 町民図書館等の充実

- (1) 町の計画策定や施策実施への子どもや子育て世代の参加
- (2) 子育てに関するボランティアの活動支援

- (1) 子どもの安全を確保するための環境整備
- (2) 子どもの安全を確保するための活動の推進
- (3) 被害にあった子どもの保護の推進





## 5 計画の推進に向けた重点的取り組み

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援事業計画策定審議会では、志免町次世代育成支援後期行動計画の実施状況を点検して評価するとともに、これからの子ども・子育て支援を総合的・体系的に推進するためのより効果的な施策について議論を重ねてきました。その結果、本計画において特に重点的に取り組むべき課題を次のように定めます。

### (1) 子どもの権利の周知と理解

志免町では平成19年に「志免町子どもの権利条例」が施行されましたが、条例の内容が家庭や地域、学校などで十分周知されているとはいえない状況です。子どもの権利を保障することは、子ども・子育て支援の基本です。子どもが権利の主体として認められている社会においては、子どもは他者の存在を尊重し、自他の権利を保障するために支援を求める力や社会の一員としての規範意識を育むことができます。

継続的に子どもの権利の周知と理解の促進に努め、子ども・子育て支援を充実させます。

#### 《該当事業》

- ◆子どもの権利条例に基づく行動計画の推進
- ◆子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進
- ◆障がいに関する正しい理解を進めるための意識啓発
- ◆学校教育における障がいに対する正しい認識の普及と理解の促進
- ◆子どもの権利相談体制の充実
- ◆関係機関と連携したきめ細かな支援の実施
- ◆メディアリテラシー教育の充実
- ◆学校教育における男女平等教育の推進
- ◆家族や育児について学ぶ機会の拡充

### (2) 教育・保育事業や学童保育の充実

本計画では、社会・経済情勢の変化に伴い多様化する家族の形やライフスタイルに対応した実効性の高い子育て支援を目指しています。共働き家庭やひとり親家庭が増加しており、就労する保護者と子どもへの教育・保育事業の拡充が求められています。保護者が育児に専念できる場合でも、育児の不安や負担の解消のために、子育てに関する情報提供と相談体制の充実や一時預かり等の支援が必要とされています。

子ども・子育て支援法では、何よりも子どもの最善の利益が尊重されるとしています。その上で家庭の状況、障がいの有無など個別の実情に合わせて、すべての子どもが安心して過ごすことができる支援体制の整備と充実が求められています。そのため、教育・保育事業および学童保育事業は、単なる量の拡大にとどまらず、さらなる質の向上を図

り、より一層充実していきます。さらに、子育て支援センターを志免町総合福祉施設「シームイト」内に設置し、子育て中の親同士の交流や体験・学習の場の提供や子育て等について気軽に相談できる場の提供等、地域における子育て支援の拠点として充実を図ります。

#### 《該当事業》

- ◆施設型教育・保育事業の充実
- ◆地域型保育事業の充実
- ◆障がい児保育の充実
- ◆幼児期の教育・保育の質の向上
- ◆幼児期の教育・保育に関する適切な人員の確保
- ◆学童保育の充実
- ◆学童保育における障がいのある子どもの受け入れ
- ◆子育て支援に関する情報提供の拡充
- ◆乳幼児一時預かり保育の充実
- ◆子育て支援センターの設置
- ◆子育てサポート事業の充実（ファミリー・サポート・センター）

### （3）子どもの年齢に応じた居場所づくり

本来、子どもは成長過程において失敗を含めた様々な実体験から多くのことを学ぶものです。思春期を迎えると、家族よりも同世代の友人や保護者以外の大人との交流を求めたり、自分自身に向き合う一人で過ごす時間を大切にしたりすることも多くなります。しかし、現在、子どもたちにもスマートフォンの普及は進み、インターネット上だけの人間関係やゲームなど仮想化された世界で過ごす時間が長くなっています。子どもののびやかな育ちを支えるために、子どもが、保護者以外の大人も含めた緩やかな見守りの中で、自分の意思でチャレンジしたり、息抜きできたりする場の整備や機会の提供を図ります。

#### 《該当事業》

- ◆子ども会育成会における交流促進
- ◆子ども会育成会の自主的活動の支援
- ◆障がい者と児童の日常的な交流の促進
- ◆配慮を必要とする子どもへの地域での活動支援
- ◆地域住民の子育て参加の拡大
- ◆子どもの遊び場の充実
- ◆子どもが利用しやすい町民図書館等の充実
- ◆図書館ボランティアの育成
- ◆子どもが自由に遊べる場（プレーパーク）（新）
- ◆子どもの遊びを支える大人を増やす（新）